

基監発0219第1号

平成28年2月19日

法務省刑事局公安課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「事例集 I」の送付について

全国の労働基準監督官は、賃金不払、違法な長時間労働、賃金不払残業の排除、労働災害の撲滅など社会が解決を求めている重要課題の解消のため、年間16,7万件にわたる監督指導を行っております。

しかしながら、行政指導たる監督指導において、事業主に労働基準関係法令違反の是正を促しても、法令を遵守しなければならない事業主であるにもかかわらず自主的に是正しない、そればかりでなく、繰り返し法違反を犯す、あるいは、法違反を是正して一度は是正するが、しばらくすると法違反の状態に戻ってしまうなどの重大又は悪質な事案に対しては、看過することなく司法警察権限を行使し、地方検察庁に送検するという姿勢で臨んでいるところであり、平成26年の送検件数は1,036件となり、平成27年は速報値ではありますが、966件送検しており、

このような中、

事例集 I を作成したところです。

また、先般、都道府県労働局幹部に対して、別添のとおり、事例集 I を地方検察庁との情報共有資料として活用し、地方検察庁とのなお一層の連絡協調に努めるよう指

示しましたので、事例集Ⅰ（データ版）を参考までに送付します。

なお、事例集Ⅰ（冊子）につきましては、本年4月以降、地方労働局幹部が地方検察庁幹部又は担当検察官を訪問する等して必要部数配布させていただく予定でありますので、申し添えます。